



## 株式会社DSパートナーズ 非常災害対策計画

- 2024年版 -

## まえがき

当社が運営する事業所において日頃から災害等有事を想定した対策は必須である。障害や疾病等ある利用者の状態によって危険性が高まる恐れもあるため、対策組織の確立および役割等の明確化ならびに具体的対策の明文化は必須となる。

### 1. 想定される災害について

当社が想定する災害は以下の通りとする。

自然災害	風水害	強風、豪雨、台風等により発生する災害
	土砂災害	土手、斜面等の崩壊および土石流による災害
	地震災害	地震による建物等倒壊、火災、津波などの災害
人為災害	火災	放火、爆発物によるもののほか不始末等による災害
	事故災害	転倒、転落、激突、落下、感電、交通事故等による災害
	労働災害	勤務および通勤に伴う災害
	管理災害	事業運営に伴う備品および物品の取扱不備、管理不備による災害

### 2. 立地状況について

当社の立地状況については以下の通り。

土地	市内でも二村山（標高72m）から続く平野部に位置しており、1973年（昭和48年）に造成された豊明団地内商店街店舗に本部を設置している。
建物	5階建鉄骨造1階店舗103号-105号-106号
交通	名鉄バス豊明団地線センター前まで徒歩約2分で利用ができ、前後駅、藤田医科大学病院、名古屋市営地下鉄徳重駅および赤池駅へアクセスできる。
官公署	徒歩約20分圏内に愛知警察署前後交番および豊明幹部交番のほか、豊明消防署が位置している。 前後交番 〒470-1151 愛知県豊明市前後町善江1668 電話 0561-39-0110（愛知警察署） 豊明幹部交番 〒470-1112 愛知県豊明市新田町西筋111-1 電話 0561-39-0110（愛知警察署） 豊明消防署 〒470-1109 愛知県豊明市沓掛町宿234 電話 0562-92-0119
行政	徒歩約20分圏内に豊明市役所が位置している。 豊明市役所 〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1-1 電話 0562-92-1111

### 3. 災害対策関係機関について

災害等発生時において連絡および連携することを想定した関係機関については以下の通りとする。

関係区分	区分詳細	関係機関名	連絡先
行政	消 防 署	豊明消防署	0562-92-0119
	警 察 署	愛知県警察本部 住民相談室	052-953-9110
	市 役 所	豊明市役所	0562-92-1111
		豊明市地域福祉課	0562-92-1119
	都 道 府 県 庁	愛知県防災局災害対策課	052-954-6193
		愛知県健康福祉部障害福祉課	052-954-6317
設 備	電 気	中部電力	0120-921-697
	水 道	愛知中部水道企業団	0561-37-0141
	通 信	N T T 西日本	0120-250-177
	設備関係機関	株式会社エスヌビー	0562-93-7831
		スズキプランニング	0562-92-0613
医 療	協力医療機関	ファミリーメンタルクリニック	052-803-1515
	基幹災害拠点	藤田医科大学病院	0562-93-2111
地 域	自 治 会	豊明団地自治会	0562-92-7414

#### 4. 災害予防対策について

災害による被害や損害を可能な限り最小限にすること、災害発生時の避難および避難後の一時待機期間の安全性確保を目的として、以下の通りに予防対策を講じるものとする。

##### I 災害等予防策

書庫・ロッカー	可能な限り建築壁または柱へ固定し、固定が困難な場合は転倒防止用品等を用いること。 個人情報および機密情報等を保管する書庫について、不要時においては施錠しておくこと。
照明器具・機器	転倒および落下の危険性がないか日頃から点検を実施すること。 電気配線の挟み込み、折れ、破れ等破損がないか日頃から点検を実施すること。
屋 内 配 置	本部事務所および事業所内においては日頃から整理整頓を徹底することとし、床面および机上へ不要な物品等は置かない。 郵便や配送等によって受け取った物品についてはすみやかに所定の場所等へ適切に移動することとし、通路および通用口の使用を妨げないこと。 火気設備付近に可燃性のもの置かないこと。
設 備 点 検	建物および設備ならびに器具等の劣化、破損等状態を日頃から確認点検すること。

##### II 避難用具の準備（エマージェンシーバッグ）

事務管理用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>*緊急連絡一覧</li> <li>*筆記用具</li> <li>*通信機器（ラジオ、携帯電話、スマートフォンなど）</li> <li>*乾電池（単一から単四各種）</li> </ul>
救護救急用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>*絆創膏</li> <li>*包帯</li> <li>*消毒</li> <li>*ハサミ</li> <li>*ガーゼ</li> <li>*その他メディカル用品</li> </ul>
感染症対策用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>*マスク</li> <li>*ゴム手袋</li> <li>*ウイルス対策用消毒</li> </ul>
避難用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>*誘導灯またはフラッシュライト</li> <li>*ホイッスル</li> <li>*軍手等手袋</li> </ul>

### Ⅲ 物資の備蓄

飲食料品	<ul style="list-style-type: none"> <li>*飲料水（500 ml三日分程度）</li> <li>*レトルト食品（三日分程度）</li> <li>*乾麺（三日分程度）</li> </ul>
調理器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>*カセットコンロ</li> <li>*鍋・やかん</li> <li>*包丁・ハサミ</li> <li>*飲料水用ポリタンク</li> </ul>
衛生用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>*簡易トイレ</li> <li>*ウイルス対策用消毒</li> <li>*マスク</li> <li>*ゴム手袋</li> <li>*除菌用ウェットティッシュ</li> <li>*体温計</li> <li>*生理用品</li> <li>*トイレットペーパー</li> <li>*ウエス</li> </ul>
救護救急用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>*絆創膏</li> <li>*包帯</li> <li>*消毒</li> <li>*ハサミ</li> <li>*ガーゼ</li> </ul>

	*その他メディカル用品
復旧器具	*作業用工具（ドライバー、ペンチ、ハンマー、のこぎり等） *シャベル *バール *作業用グローブ
照明器具	*フラッシュライト *ランタン *ろうソク
動力源	*電池（単一から単四各種） *灯油 *カセットガス *蓄電池
その他	*マッチ・ライター *バーナー *ヘルメット *軍手 *ラジオ *タオル *防寒用具（アルミシート、シュラフなど） *簡易テント

## 5. 災害対策組織体制について

災害発生に備え対策組織体制を次の通りに構成し、前項4において定めた予防策にもとづき運用するものとする。

対策本部	*災害等予防策の管理 *避難用具の管理 *備蓄物資の管理 *防災関連情報の管理 *災害時における統括管理
防火対策班	*照明器具、冷暖房器具、電気配線等の状態管理 *防火対策用具の管理 *火災発生時における消火活動
衛生対策班	*衛生用品の管理 *事業所内衛生管理 *災害発生時における衛生活動
救護救急対策班	*救護救急用品の管理 *災害発生時における避難誘導活動 *災害発生時における救護救急活動

セクション	責任者	人員配置	具体的任務
対策本部	統括部長	主任	防災関係情報の収集（必要時）
			災害関係情報の収集（災害発生時）
			利用者および職員の安否確認（必要時）
			関係各所との連絡調整（必要時）
			近隣地域の状況確認（必要時）
			対策本部の設置（必要時）
防火対策班	就労支援員	職業指導員	初期消火活動（火災発生時）
			消火活動継続の判断（火災規模拡大時）
			火災状況の確認と本部報告（必須）
衛生対策班		生活支援員	避難経路の確保（必要時）
			避難場所の確保（必要時）
			避難場所の衛生管理（必要時）
			避難者衛生状況の確認（必要時）
			避難者の点呼確認（避難時）
			避難状況の確認と本部報告（必須）
救護救急対策班	生活支援員	避難誘導活動（必要時）	
		負傷者への応急手当（必要時）	
		負傷者有無の確認と本部報告（必須）	

## 6. 職員参集基準について

災害発生時における職員の参集基準を次の通りに定めるものとし、配備体制の判断は統括部長が行うものとする。

配備体制	配備基準	対象者
注意配備体制	*大雨、暴風、高潮、洪水注意報が1以上発表されたとき *県下に震度3の地震が発生したとき	統括部長 主任 (注意待機)
警戒配備体制	*大雨、暴風、高潮、洪水警報が1以上発表されたとき *県下に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき	全職員 (警戒待機)
対策本部体制	*相当規模災害発生の予想がされ対策を要するとき *災害が発生し早急な対策を要するとき *県下に震度5以上の地震が発生したとき *そのほか統括部長が必要と認めたとき	全職員 (本部設置)

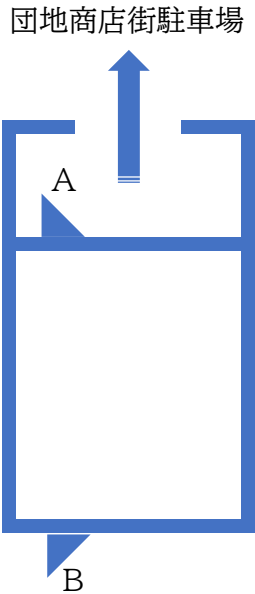
## 7. 緊急連絡体制について

災害発生時における職員間の連絡体制を構築することを目的として、緊急連絡先一覧を別に定めるものとする。

## 8. 避難計画について

災害発生時における避難場所、避難経路、避難方法について次の通りに定める。

避難場所	災害種別	一時避難場所	広域避難場所
	地震	団地商店街駐車場 所要時間：1分	唐竹公園 所用時間3分
火災	団地商店街駐車場 所用時間：1分	唐竹公園 所用時間：3分	

避難経路	災害種別	103号室 - 105号室 - 106号室	
	地震 火災	 <p>災害の状況に応じて出入口「A」または「B」より脱出し屋外指定の避難場所へ避難する。</p>	

避難方法	災害種別	障害種別	障害等状況	留意事項等
	地震 火災	知的障害	AからC	
精神障害			躁鬱 統合失調症	
			発達障害	

		身体障害	左下肢麻痺	基本的に着座姿勢による活動が中心となっているため、避難行動へ移行する際の姿勢変更時の転倒、移動時の逃げ遅れ、転倒等には注意が必要となる。
--	--	------	-------	--

## 9. 防災教育等の実施について

非常災害対策において最も重要となるのは日頃からの防災意識となる。事業所職員に対する防災意識の確立に向け、平常時からの訓練や防災情報の共有等の教育を計画的に実施する。

	対象者	訓練項目	訓練内容等
防 災 訓 練	職 員	避難訓練	唐竹公園までの避難目標を8分とする
		消火訓練	水消火器による実地訓練とする
		救護訓練	負傷者等発生による応急、救命、救助訓練とする
		対策本部設置訓練	本部の設営訓練とする
		炊出訓練	備蓄食料品の炊き出し訓練とする
練	利 用 者	避難訓練	唐竹公園までの避難目標を8分とする。
		消火訓練	水消火器による実地訓練とする
		炊出訓練	備蓄食料品の炊き出し訓練とする

### 避難目標時間算定根拠

火 災 発 生 時	A：火災室状況については「準不燃材料」に該当するため4分に設定
	B：建物全体状況における火災室からの区画形成については「その他の区画」に該当するため1分に設定 [床面積 92.88 m <sup>2</sup> × (2.5m-1.8m) の算式から「65 m <sup>2</sup> ≤ 200 m <sup>2</sup> 」]
	C：避難場所「唐竹公園」までの所要時間を3分に設定
地 震 発 生 時	建物外への脱出から避難場所への避難完了までの実測による

### 訓練実施時の留意事項

- I 安全かつ迅速な避難が目標時間内に完了しているか検証を行う。
- II 安全かつ迅速な避難が事業所避難経路のとおり実施できているか検証を行う。
- III 本計画「5. 災害対策組織体制について」に定める組織体制が機能しているか検証を行う。
- IV 豊明団地商店街および豊明団地自治会との連携を行う。
- V 防火管理責任者は訓練実施日の三日前までに「消防訓練実施計画届」を豊明消防署長に届け出る。



防 災 教 育	対 象 者	教 育 項 目	教 育 内 容 等
	職 員	防災について	消防署実施の防災研修等を利用する
			社内研修を通じて関係情報の共有を行う
		救護について	消防署実施の救急救命講習を利用する
			社内研修を通じて関係情報の共有を行う
	利 用 者	防災について	関係情報を共有するカリキュラムを実施する
救護について		関係情報を共有するカリキュラムを実施する	

#### 10. 計画内容改定履歴について

本計画については必要時に改定し、常に最新の対策計画として適切に運用するものとする。

2019年（令和元年）12月1日施行

2020年（令和2年）6月1日に改定し施行する

2024年（令和6年）12月1日に改定し施行する